

告 発 状

2009年7月3日

東京地方検察庁 御 中

告 発 人 [REDACTED]
宮崎 学

被告発人 国沢幹雄

告 発 の 趣 旨

被告発人下記の行為は、政治資金規正法違反等に該当する。
時効が切迫しているので、至急捜査を遂げ、厳重に処罰していただきたく告発する。

記

第1 告発事実

被疑者国沢幹雄は、平成21年1月20日まで西松建設株式会社の社長の職にあったものでありますが、同社において、「新政治問題研究会」名義で、衆議院議員藤井孝男の資金管理団体である藤井孝男後援会及び衆議院議員議員林幹雄が代表者である自由民主党東京都比例区第十一支部に政治資金の寄附を行うことを企て、

- 1 平成18年7月20日、藤井孝男後援会に対して、「新政治問題研究会」名義で100万を寄附し、
- 2 同年7月21日、自由民主党東京都比例区第十一支部に対して、「新政治問題研究会」名義で100万を寄附し、
もって、本人以外の名義で政治資金の寄附を行ったものである。

第2 罪名及び罰条

政治資金規正法違反 同法第22条の6第1項、26条の2第4号

告 発 の 理 由

本告発事実、御庁が、本年3月24日に起訴した、被告発人国沢にかかる、本告発事実と同一の政治団体名義の衆議院議員小沢一郎氏の資金管理団体及び民主党岩手県第4区総支部への合計500万円の寄附についての他人名義の寄附の事実の余罪であるが、同種の余罪である衆議院議員二階俊博氏の政治団体「新しい波」の政治資金パーティー券の他人名義での購入の事実について、御庁が行った不起訴（起訴猶予）処分について、本年6月16日、東京第三検察審査会が「起訴相当」の議決を行い、それを受けて、御庁は、6月26日に、起訴を行っている。

本告発事実について政治資金規正法違反が成立することは、上記各事実について起訴を行った御庁の判断から明らかであり、起訴猶予にすべきではなく、起訴すべき事案であることも、上記検察審査会の「起訴相当」の議決及び上記起訴を行った御庁の判断と同様の理由から明らかであるので、公訴時効完成前に早急に捜査し、起訴されたい。

以 上

告発状の補正

2009年7月3日

東京地方検察庁 御中

告発人

[Redacted Name]

宮崎 学



[Redacted Address]

被告発人 國沢幹雄

2009年7月3日提出した告発状中、「自由民主党東京都比例区第十一支部」とあるのを「自由民主党千葉県第十支部」と補正する。

以上